

公共施設等運営権制度と Pay For Success (PFS) 両手法の普及・定着に向けて

2019年4月25日

未来投資会議 構造改革徹底推進会合

「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI)

会長 竹中 平蔵

1. 問題意識

『未来投資戦略2018』に向けて昨年4月26日の本会合で提示したのが、「インセンティブ改革を通じた公共サービス改革の飛躍的進展とこれを支える強固な体制の整備に向けて」という提言であった。インセンティブ改革という新たな切り口での公共施設等運営権制度の更なる活用推進と、PFSという新たな手法の導入、そして両手法を大胆に活用するための政府内の体制強化の提案であった。

この提案は『未来投資戦略2018』や『PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）』に反映されて政府の施策となり、関係府省の努力のもとに前進している。そして、公共施設等運営権制度とPFSの両手法の活用拡大の動きがあることは、この努力の大きな成果であると考ええる。

こうしたことを鑑み、本年度の提案としては新たなコンセプトの提示ではなく、未来投資戦略2018において示された施策の更なる推進と、昨年度の取り組みの成果を踏まえた追加的な施策の提案に重点を置いた。

以下に、公共施設等運営権制度に関する施策と、PFSに関する施策の順に、必要と考える項目を示した。政府の施策への反映を期待するものである。

2. 公共施設等運営権制度に関する施策

(1) 未来投資戦略2018から継続すべき施策

- ① 新たな木材需要の拡大や生産性向上等の取組を行う民間事業者が、行政財産である国有林野の一定の区域で、長期継続的・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるようにする。【農水省林野庁】
- ② 経済財政諮問会議での議論と連携して、北海道7空港における公共施設等運営権事業をモデルに、国の行う公共施設等運営権事業において、運営権対価を運営権ガイドラインの趣旨に沿って契約当初に支払われる一括払いで運営権者から国に支払わせた場合、当該対価が国に将来入るはずであった収入を前払いさせる性質を持つこ

とを考慮し、対価の一定部分の国側での活用は将来必要となる投資に複数年に渡って充てることとする。【国交省航空局、財務省主計局、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）】

- ③ 公共施設等運営権制度を所管する内閣府及び、自ら大規模な公共施設等運営権事業を実施する国交省航空局は、「参事官級以上（参事官級以上の給与待遇を受ける責任ある職務を含む）」と「企業からの出向（退職出向を含む）ではない専任人材」という条件を満たす公共施設等運営権に関連する専門性と豊富な経験を持つ民間人材を速やかに配置し、体制の強化を図る。なお、人材の活用を行うに当たっては、広く公募し、適材適所の選定を行う。【内閣府 PPP/PFI 推進室、国交省航空局】
- ④ 水道法の改正などの制度整備、成果連動型民間委託契約事業での議論の拡大に対応し、関係府省からの人材登用も拡大する（関係府省はそれに協力する）。【内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、厚生労働省、経済産業省】
- ⑤ 内閣府において、公共施設等運営権事業に対する助言や勧告などのスムーズな実施（権限行使の対象となる可能性のある関係府省からの出向者が関与する利益相反を防ぐため）や成果連動型民間委託契約事業の推進のために、（1）－④で示した体制を活用すると共に、制度官庁からの人材を巻き込んだ体制を構築する（制度官庁はそれに協力する）。【内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、総務省、財務省】
- ⑥ 公共施設等運営権事業において赤字（営業活動によるキャッシュフローにおける赤字）が一定期間継続した場合の契約解除の方法について、関係府省の意見と代表企業経験を有する民間事業者の意見等も踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。【内閣府 PPP/PFI 推進室】
- ⑦ 水道分野の公共施設等運営権事業においては、物価変動リスクを全て運営権者に転嫁するのは非現実的であり、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みが必要である。年内をめどに関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を規定し、関連する自らのマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。内閣府では、これを受けてガイドラインを策定する。【厚労省医薬・生活衛生局（水道関係）、内閣府 PPP/PFI 推進室】
- ⑧ 優先交渉権者の選定を二段階で行う公共施設等運営権事業において、第一段階の審査において設定すべき資格基準や定量的評価基準、失格基準などの審査のあり方を考えるために、案件経験の豊富な国交省航空局において海外事例の調査やこれまでの経験からの示唆の整理を行い、結果を内閣府に報告する。内閣府においては、調査結果に加え、民間事業者やこれまでに取り組んだ事業のある関係府省の意見を整理し、これも踏まえてガイドラインを策定する。【内閣府 PPP/PFI 推進室、国交省下水道部、国交省道路局、国交省航空局、国交省観光庁、国交省総合政策局、文部科学省、法務省矯正局】
- ⑨ 優先交渉権者の選定を二段階で行う公共施設等運営権事業において、第一段階の審査結果が出てから、第二段階の審査結果が出るまでの間の情報開示の方法について、

民間事業者やこれまでに取り組んだ事業のある関係府省の意見を整理し、これも踏まえて内閣府においてガイドラインを策定する。【内閣府 PPP/PFI 推進室、国交省下水道部、国交省道路局、国交省航空局、国交省観光庁、文科省、法務省矯正局】

- ⑩ 北海道における 7 空港（新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港）での公共施設等運営権の活用において、前例のない数の空港を国や地方公共団体から運営権者に、安全性を損ねないように引き継ぐことになる。これを円滑に進めるために PFI 法に基づく国家公務員及び地方公務員の派遣を応募者が希望する場合には、国交省航空局は、応募者が必要と考える初期段階の引継期間を与条件なく提案させると共に、意向確認のヒアリングを行い、その結果を内閣府に報告する。その提案と現行のガイドラインの規定に矛盾が生じる場合には、内閣府において、運営権ガイドライン見直しの必要の可否について検討し、応募者の要望が正当である場合にはこれを踏まえて改定するものとする。【国交省航空局、内閣府 PPP/PFI 推進室】
- ⑪ 混合型の公共施設等運営権事業を行う場合で、その事業に国庫補助が行われる場合の「契約額の妥当性」、「施設の仕様の妥当性」、「契約手続きの合規性」が確保されていることを確認するために必要な仕組みを関係府省において整理し、地方公共団体に対して周知する。合わせて関係府省は、自ら（関係府省と関係する団体も含む）で有する標準仕様書や設計指針等において運営権者が行う創意工夫の取組を積極的に取り込むよう、今後の各分野の先行案件の取組に合わせて、改定を行う（関係する団体に対しては関係府省が改定を働きかける）こととする。【国交省航空局、国交省下水道部、厚労省医薬・生活衛生局（水道関係）】
- ⑫ 安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化と CIQ 施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。【国交省航空局】
- ⑬ 国と運営権者の間で区分所有されている CIQ 施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすること運営権者の対応に合わせて検討する。【国交省航空局】
- ⑭ 北海道における 7 空港（新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港）での公共施設等運営権の活用については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、「未来投資戦略 2017」に記載した 5 原則に基づいて具体化・推進し、昨年 3 月に出された実施方針に基づいて、競争環境を作った上で、2019 年までの運営権者選定を図る。【国交省航空局、内閣府 PPP/PFI 推進室】
- ⑮ クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市ウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。【国交省港湾局】
- ⑯ 改正水道法の公共施設等運営権方式に関する事項で政省令等に委任されている部分

や、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要な措置を講ずる。【厚労省医薬・生活衛生局（水道関係）】

- ⑰ 水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。【厚労省医薬・生活衛生局（水道関係）、内閣府 PPP/PFI 推進室】

(2) これまでの進捗を踏まえて新たに取り組むべき施策

- ① 成長戦略の策定を通じた、公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のために行った公共施設等運営権事業に参画した国内外の企業へのヒアリングの結果を踏まえ、必要に応じてヒアリングなどを行い、運営権ガイドライン等の改定の必要性を判断する。【内閣官房日本経済再生総合事務局、内閣府 PPP/PFI 推進室】
- ② 先進諸国における PPP/PFI への取り組み状況（活用手法や活用分野など）を俯瞰的に整理し、世界のトレンドと日本における取り組みの差異を把握し、日本において今後必要な施策を整理する。【内閣府 PPP/PFI 推進室】
- ③ これまでの公共施設等運営権制度の取り組み事例や、諸外国における取り組み事例を踏まえ、公共施設等運営権制度に関する分かりやすい説明資料を作成し、活用する。【内閣府 PPP/PFI 推進室】
- ④ 金融庁は、これまでに行った PPP/PFI に先進的に取り組む諸外国において公共施設等運営権に類似する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例研究を整理し、我が国への示唆を整理する。内閣府は、この整理を踏まえて、公共施設等運営権の取得に動いている民間事業者のニーズを年内に確認し、制度整備の必要性を判断する。【金融庁、内閣府 PPP/PFI 推進室】
- ⑤ 空港分野で過去に運営権者の決定した公共施設等運営権事業について、優先交渉権者の提示した事業価値の総額（運営権対価とビル会社等の企業価値の合計額）と、運営開始前年度の EBITDA の比率を整理し、諸外国での数値と比較し、留意点などがなければ検討し、報告する。【国交省航空局】

(3) 重点分野のフォローアップ

- ① 文教施設分野については、平成 28 年度から平成 30 年度までの集中強化期間中の数値目標は達成したと認める。一方で、平成 31 年度以降も案件が継続していることか

- ら、重点分野に引き続き指定する。【文科省】
- ② 公営住宅分野については、平成 28 年度から平成 30 年度までの集中強化期間中の数値目標は達成したと認める。一方で、平成 31 年度以降も案件が継続していることから、重点分野に引き続き指定する。【国交省住宅局】
 - ③ 水道分野については、6 件の数値目標の達成を認める。ただし、6 件のうち実施方針の策定完了済みという後戻りしない手続きまで到達している案件は 1 件もないため、引き続き重点分野とし、6 件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6 件の実施方針の策定完了までの目標期間を 2020 年度末までとする。【厚労省医薬・生活衛生局（水道関係）】

3. 成果連動型民間委託契約に関する施策

- ① 成果連動型民間委託契約を 3 年以内に普及させる為の達成目標を作成し、次期の未来投資会議・構造改革徹底推進会合で報告を行う。達成目標の設定にあたっては特に医療・健康分野、介護分野、再犯防止分野を重点分野とするなど、分野ごとの KPI を策定する。【内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、厚労省、経産省、法務省】
- ② 内閣府は上記 KPI を達成する為のアクションプランを策定し、次期の未来投資会議・構造改革徹底推進会合で報告を行う。アクションプランでは特に成果連動型民間委託契約導入に向けた成果指標、評価方法、支払条件、エビデンス構築方法、等の整理を行う。【内閣府政策統括官（経済社会システム担当）】
- ③ 上記アクションプランを受けて先進事例を確実に横展開し、取組を全国に広げていく為のガイドライン・マニュアル等の整備を行う。ガイドライン・マニュアル等の作成にあたっては先行事例に取り組んでいる自治体、民間事業者、評価専門家等の意見を踏まえるものとする。【内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、厚労省、経産省】
- ④ 内閣府は 2019 年度中に国内外の先進事例を調査・整理し、成果連動型事業に適した領域や分野を提示すると共に先行事例から得られた知見の発信・啓発の為のデータベース・Website を構築する。【内閣府政策統括官（経済社会システム担当）】
- ⑤ 内閣府は自治体による更なる事例構築を後押しする為、成果連動型民間委託契約の導入に向けた調査費補助事業を立ち上げ事例蓄積を支援する。【内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、厚労省、経産省】
- ⑥ 厚生労働省は医療・介護保険制度、交付金・補助金、措置費等の既存の制度枠組みにおいて成果連動型民間委託契約の導入の検討を進め、内閣府に報告する。その際、特に複数年度に亘る予算執行を可能にするための仕組みを検討する。【厚労省、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）】
- ⑦ 内閣府は成果連動型民間委託契約の補助財源の基金（英米におけるアウトカムファンド）の海外事例の調査を行い、次期の未来投資会議・構造改革徹底推進会合で報告

を行う。【内閣府政策統括官（経済社会システム担当）】

以 上